

# 特許法の新論点Q&A (第15回・完)



弁護士・弁理士 辻村 和彦  
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

**Q** 弊社は、照明機器メーカーです。弊社は技術力がありますが、いままで知財の取得が少なく、弊社の代表的な商品というものがありません。この度、新たな形態の照明器具を開発し、弊社の代表的製品として販売を開始したいと考えております。この製品は傘部分が複数のアールを組み合わせ、傘の一部分にとある模様を付した独特な製品です。どうかよろしくご指導下さい。

## **A** 1 知財権ミックス戦略

ご質問の会社は、知財の取得は少ないものの技術力はあるということですので、これまでわずかながらも「特許」の出願の経験はあるということかと思われます。従前より、知財の保護活用といえば、まずは「特許」の出願が代表的なものとして理解されてきたこともあり、技術系の中小企業では、このような会社は珍しくありません。

知財の保護活用における特許出願の重要性は、今日でも基本的に変わりませんが、近時の特許出願においては、ノウハウとして秘匿する技術と特許出願による公開の代償として独占権を得る技術との切り分け、市場拡大のためにオープンにする技術と自社において独占するコア技術との切り分け、さらには技術の標準化といった観点が更に意識されるようになっていきます。

また、例えば、技術がある程度成熟した分野などでは、一般消費者にとって、商品の機能よりも、その商品のデザインやブランドイメージの訴求力が大きく、購入した消費者の満足度に直結していることもまま見受けられるところです。このような場合、単に商品の機能にかかる技術について特許権を取得するだけでは、自社のビジネスを守るのには十分ではなく、商品のデザインを意匠権等で守り、ブランドイメージを商標権等で守ることも必要になってきます。

一つの商品について複数の知的財産権が成立する可能性は常にありますが、このような知的財産権を多面的かつ複合的観点から把握した上で、知的財産権を組み合わせることによって、より強い保護を構築しようとする考え方は、知財権ミックス（戦略）などと呼ばれています。また、公開の代償として取得される権利とノウハウ等を組み合わせることによって保護を構築しようとする考え方は、知財ミックス（戦略）などと呼ばれています。

## 2 商品デザインの知的財産法による保護

ご質問の会社は、新たに開発した傘部分に複数のアールを組み合わせるとともに、傘の一部分にとある模様を付した独特な形態の照明器具を、同社の代表的製品として販売したいということです。

このような商品形態や模様等の商品デザインについては、知的財産法では、①意匠権、②不正